



# 家族とのふれあい 心の東京革命

## 平成24年度体験記事事業—小学生の作品募集—

絵や作文で、家族のことをたくさん じまん してください！

東京都知事賞受賞に向けて、作品を応募しましょう！

※知事賞のほかにも賞があります。また、応募者全員に参加賞もあります。

- ◆募集期限：平成24年11月30日（金）
- ◆応募資格：都内在住・在籍の小学生
- ◆作品内容：「家族とのふれあい」を題材にした、絵とそれにまつわるエピソード、又は作文 たとえば・・・
  - 家族で行ったスポーツ、レクリエーション
  - 家族との食事、会話 など。
- ◆応募方法：絵又は作文のどちらか一方を選んでください。
  - 絵の場合⇒原則として、B3判、又はB4判の画用紙（縦横自由）を使い、縦に使う場合は上部に絵を描き、下部にエピソード（横書きで200字程度）、横に使う場合は右側に絵を描き、左側にエピソード（縦書きで200字程度）を書いてください。
  - 作文の場合⇒原稿用紙（B4判、縦書き）に800字程度（原稿用紙2枚）の文章を書いてください。
    - ※画用紙、又は原稿用紙の表面に、題名、氏名（ふりがな）、学校名、学年を記入し、裏面に住所、電話番号を記入してください。

### 【問い合わせ先】

東京都青少年・治安対策本部総合対策部青少年課 活動推進係内  
「心の東京革命推進協議会（青少年育成協会）」 電話 03-5388-3187  
URL [http://www.kokoro-tokyo.jp/activity/rep\\_hureai.html](http://www.kokoro-tokyo.jp/activity/rep_hureai.html)

### 【大学生及びその保護者向け】

平成24年10月号  
No. 3

# キャンパスライフ・サポートセミナー2012

—悩んだら、誰かに話してみませんか？—

希望を持って大学に入学したものの、「大学に居場所がない」等の悩みを抱え込み、通学できなくなってしまう若者が少なくありません。また、保護者も、本人をどう支えていけばよいのか不安を感じていることが多いのが現状です。

そこで、このたび、大学の学生相談からみる大学生の現状について紹介するとともに、大学や民間支援機関で相談・支援を行う専門家と若者によるパネルディスカッションを行うシンポジウムを開催します。大学生又は大学進学予定のお子さんを持つ保護者の皆様のご参加をお待ちしています。

- ◆日時：平成24年11月23日（祝・金）

〈シンポジウム〉 午後1時30分から午後4時まで（受付：午後0時30分）

〈相談・支援機関のパネル展示〉 正午から午後5時まで

- ◆会場：東京都庁第一本庁舎5階 大会議場

- ◆申込：WEB申込フォーム、FAX又は郵送にて、お申込みができます。

【問い合わせ先】東京都 青少年・治安対策本部 総合対策部 青少年課 若年者対策係

電話 03-5388-2257

URL [http://www.seisyounen-chian.metro.tokyo.jp/seisyounen/14\\_daigakusei24.html](http://www.seisyounen-chian.metro.tokyo.jp/seisyounen/14_daigakusei24.html)



# 条例相談コーナー

～「東京都青少年の健全な育成に関する条例」の説明～

Q

中学生の子供が携帯電話を持ちたいと言っており、塾からの帰りも遅く心配なので、携帯電話を購入して、子供に持たせようと思っています。販売店で携帯電話の契約をする際に保護者として行うべきことが、法律や条例で定められていますか？

A

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」では、保護者は、青少年が使用する携帯電話のインターネット接続契約をする際に、携帯電話事業者（販売店）に対して、**青少年が使用することを申し出なければならない**と規定しており、また、携帯電話事業者は、青少年が携帯電話のインターネット接続契約をする際には、フィルタリングサービスの提供をしなければならないと規定しています。**①ただし、保護者が、フィルタリングサービスを利用しない旨の申し出をした場合はこの限りではありません。**

一方、上記の下線①部分について、**条例では、保護者に対して、フィルタリングサービスを利用しない場合は、その正当な理由等を記載した書面を携帯電話事業者に提出しなければならない**と規定しています。

そのほか、条例では、携帯電話事業者に対しては、青少年が使用する携帯電話のインターネット接続契約をする際、保護者の方に、青少年がインターネット上の有害情報を閲覧する機会が生じることや、インターネットを不適切に利用することにより、青少年が違法行為や自他に対し有害な行為をするおそれがあること等を説明する義務があり、また、これら説明に要した書面を保護者に交付する義務があります。

※ 最近では、いわゆるスマホの普及が急速に増加し、青少年の利用者も多くなっていますが、この機会を通じ、子供に携帯電話を持たせる際には、必要最小限の機能を持つ携帯電話にしたり、また、フィルタリングを利用するだけでなく、家庭におけるルール作りや、保護者自らが最新の情報を得るなどをしてみてはいかがでしょうか。

## インフォメーション

### ◆◆東京都主催「ファミリールール講座」及び「eメディアリーダー養成講座」の開催のご案内◆◆

12月18日（火）午後2時30分から午後4時までの間、都庁第二庁舎1階ホールで、ネット・ケータイに関する家庭のルール作りについて学ぶ「ファミリールール講座」を開催します。主に小中学生の子供を持つ保護者の方のご参加をお待ちしております（50名程度）。

また、ファミリールール講座の講師を養成する「eメディアリーダー養成講座」を、平成25年1月17・24・31日に開催いたします（10名程度）。

お申込み方法等については、下記のURLからご覧になるか、電話03-5388-3186（東京都青少年・治安対策本部青少年課）にお問い合わせください。

URL：<http://www.e-rule.jp/>

### ◆◆「ICT教育フォーラム」のご紹介◆◆

「ICT教育フォーラム」を11/12（月）新宿文化センター、11/16（金）府中の森芸術劇場で開催し、情報モラルやICTの可能性について考えます。開催時間、内容等につきましては、下記のURLから御覧いただくか、電話03-5379-1336（ICT教育フォーラム事務局）にお問い合わせください。

URL：[http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/pickup/seisaku\\_net.htm](http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/pickup/seisaku_net.htm)

東京都青少年・治安対策本部 総合対策部 青少年課  
連絡先 03-5388-3169  
条例・規則の全文等につきましては、  
東京都青少年課ホームページをご参照ください。

東京都青少年課

検索